



平成 18 年 5 月 18 日

各 位

上場会社名 **グローリー工業株式会社**  
代 表 者 取締役社長 西 野 秀 人  
本社所在地 兵庫県姫路市下手野一丁目 3 番 1 号  
コード番号 6 4 5 7  
上場取引所 東証第一部、大証第一部  
決 算 期 3 月  
問 合 せ 先 広報室長 小西 隆之  
T E L (079) 297-3131

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の当社第 60 回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 近年、目まぐるしく変化する市場環境に対応し、当社が従来から取り組んでおります各種省力化機器分野のみならず、次代が求める新たな事業分野へもブランドイメージを拡げ、より活力感のある企業を目指すため、一般に知られております「グローリー」という呼称と商号を統一し「グローリー株式会社」に商号を変更するものであります。(変更案第 1 条)

なお、商号変更につきましては、附則により平成 18 年 10 月 1 日から実施することとし、実施日経過後、当該附則は定款より削除するものといたします。

- (2) 当社グループの事業におけるビジネス形態の多様化に備え、特定労働者派遣事業を事業目的に追加するものであります。(変更案第 2 条)
- (3) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号) および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号。以下「整備法」という)が、平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、「会社法」および「整備法」に基づき、当社定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

- ① 当社の定款に取締役会、監査役、監査役会および会計監査人の機関を置く旨の定めならびに株式に係る株券を発行する旨の定めがあるとみなされている事項を新設するものであります。(変更案第 4 条および第 7 条)

また、定款に置く旨の定めがあるとみなされている名義書換代理人は株主名簿管理人と名称変更されるとともに、新株予約権原簿に関する事務を委託することとなるため、所要の変更を行うものであります。(変更案第 12 条)

- ② 単元未満株式についての権利を合理的な範囲に限定するため、その旨の規定を新設するものであります。(変更案第 10 条)
- ③ 株主総会の招集地の制限がなくなりましたが、招集地を限定するため、その旨の規定を新設するものであります。(変更案第 15 条)
- ④ 株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等に記載すべき事項をインターネットで開示することにより株主の皆様に対して提供したものとみなすことが可能となったため、その旨の規定を新設するものであります。(変更案第 18 条)

- ⑤ 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能とするため、その旨の規定を新設するものであります。  
(変更案第27条)
- ⑥ その他、「会社法」に合わせた用語の変更を行うとともに、字句の修正ならびに条数の変更等全般にわたり所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

## 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成18年6月29日(木)
定款変更の効力発生日	平成18年6月29日(木)

以上



現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、1億2,866万4,000株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</p> <p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。</p> <p>2. 当社は、1単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）の数を表示した株券については、株式取扱規則に定める場合を除き、発行しない。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、1億2,866万4,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>2. 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p style="text-align: center;">(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第 8 条 当社の<u>単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、<u>株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて 1 単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第 9 条 当社は、<u>毎営業年度末日における最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>に記載または記録された株主をもって<u>定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>2. <u>前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告を行い、一定の日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使することができる株主または質権者とする。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第 10 条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人をおく。名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(1) <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第11条 当社の<u>株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. <u>当会社の株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備えおき、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 <u>当会社の発行する株券の種類、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 <u>当会社の定時株主総会は、毎年4月1日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(招集者)</p> <p>第13条 <u>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長がこれを招集する。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>(議長)</p> <p>第14条 <u>株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。</u></p>	<p>3. <u>当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第13条 <u>当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第14条 <u>当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p> <p>(開催場所)</p> <p>第15条 <u>当会社は、本店の所在地またはその隣接地で株主総会を開催する。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第16条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第17条 <u>株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き出席株主の議決権の過半数によってこれを行う。</p> <p>2. 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上によってこれを行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当会社の議決権を行使し得る他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに、当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(議事録)</p> <p>第17条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第19条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第20条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、17名以内とする。 (選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議には、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によってこれを行う。</u></p> <p>3. 取締役の選任決議は、<u>すべて累積投票によらない。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時をもって満了する。</u></p> <p>2. 補欠として選任された取締役の任期は、<u>退任した取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>3. <u>増員のため選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 <u>会社を代表すべき取締役ならびに取締役社長およびその他の役付取締役は、取締役会において選任する。</u> (新設)</p> <p>(報酬)</p> <p>第22条 <u>取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</u></p> <p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き<u>取締役社長が招集しその議長となる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第21条 (現行どおり) (選任方法)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (削除)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第24条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名を定めることができる。</u> (削除)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、議長となる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役が<u>これにあたる</u>。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会を招集するときは、各取締役および各監査役に対して<u>会日の3日前までにその通知を</u>発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、<u>これを短縮</u>することができる。</p> <p>2. <u>取締役会は、取締役および監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開く</u>ことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会で定める取締役会規則</u>による。</p> <p>(新設)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第26条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第27条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. <u>監査役の選任決議には、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によってこれを</u>行う。</p>	<p>2. 取締役社長に事故<u>がある</u>ときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、<u>他の取締役が取締役会を招集し、議長となる</u>。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して</u>発する。ただし、緊急の必要があるときは、<u>この期間を短縮</u>することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>取締役会を開催</u>することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす</u>。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める取締役会規程</u>による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益</u>（以下、「報酬等」という。）は、<u>株主総会の決議によって定める</u>。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって</u>行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期)</p> <p>第28条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時をもって満了する。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第29条 監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</p>	<p>(常勤の監査役)</p> <p>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>
<p>(報酬)</p> <p>第30条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第31条 監査役会を招集するときは、各監査役に対して会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、これを短縮することができる。</p> <p>2. 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。</p>	<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>
<p>(監査役会規則)</p> <p>第32条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査役会規程)</p> <p>第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>
<p>第6章 計 算</p> <p>(営業年度および決算期日)</p> <p>第33条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎営業年度末日を決算期日とする。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第6章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第37条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(利益配当)</p> <p>第34条 当社の利益配当金は、毎決算期日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p> <p>(新設)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第35条 当社は、取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当金を支払うことができる。</p> <p>(利益配当金等の除斥期間)</p> <p>第36条 利益配当金および中間配当金が、支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払い義務を免れるものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第39条 当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払い開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払い義務を免れる。</p> <p>附則</p> <p>第1条の変更は、平成18年10月1日から実施する。なお、本附則は、第1条の変更の効力発生效后これを削除するものとする。</p>

(注) 上記変更案は、平成18年5月18日開催の取締役会で決議した内容ですが、平成18年6月29日開催予定の株主総会に上程する際には、文言の修正等を行うことがあります。

以 上